

昭和39(1964)年、 特別区への大幅事務移譲

高度経済成長とともに大規模な人口集中がはじまり、昭和37年には区部の人口が推計1,000万人を突破しました。生活環境の悪化や、交通混雑などのいわゆる東京プロブレムが顕著化し、「市」の事務を抱える都はその機能を十分に果たせない状況となりました。

こうした事態を打開するため、昭和39年に自治法が改正され、特別区に大幅な事務が委譲され、自主財政権も強化されました。しかし、特別区の性格は依然として都の内部的団体でした。

主な改正点

- (1) 福祉事務所の事務など事務権限の大幅移譲
(概括例示・制限列举で21項目)
- (2) 地方税法による課税権の法定化
(調整条例により都が調整)
- (3) 都区協議会の法定化
(事務・財政の調整に関する条例案の事前意見聴取)